

⑫アンチ・ドーピング委員会規程

(目的)

第1条 公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第⑫項のアンチ・ドーピング（以下ADという）委員会について定める。

(職務)

第2条 AD委員会は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下、JADA）および国際卓球連盟（以下、ITTF）との連携の下に、日本卓球協会アンチ・ドーピング規程に基づき、以下の職務を行う。

- 1) 競技者を対象としたドーピング検査において、
NF Representative（競技団体代表者）としてJADAに協力する。
 - ①年度計画（検査対象競技会の選定、検査日程、検体数等）の策定への協力
 - ②ドーピング検査の実務について、JADAへの助言と協力
 - ③その他、ドーピング検査実施における必要事項
- 2) ドーピングに関する調査、情報の収集及び管理
 - ①ドーピングの実態に関する調査
 - ②ドーピング検査結果に関する保存、統計評価
 - ③その他、AD委員会が必要と認める調査と情報収集
- 3) 競技者、指導者へのアンチ・ドーピング教育、啓蒙活動の実施
- 4) その他、日本卓球協会アンチ・ドーピング規程の実施に関して必要と認める事項

(委員の構成)

第3条 AD委員会の委員長は本会理事会が推挙し、本会会長が委嘱する。

第4条 AD委員会の委員はAD委員長の推薦に基づき本会理事会が推挙し本会会長が委嘱任命する。

第5条 AD委員会は、医学、薬学の専門家を含む数名により構成される。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再委嘱することができる。

(会議)

第7条 委員長は会議の議長となり、議事を処理する。

会議の議事は、出席委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第8条 会議は非公開とする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

2 この規程は平成26年5月31日一部改訂、平成26年6月1日より施行する。

3 この規程は平成27年12月13日一部改訂、平成27年12月13日より施行する。

4 この規程は平成30年9月22日一部改訂、平成30年9月22日より施行する。